

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

児童虐待防止対策の強化、第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

七千五百五十九人 ↓ 七千二百五十三人（十九十四人）

人事委員会の事務を補助する職員

二十八人 ↓ 三十一人（十三人）

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百十一人 ↓ 百二十一人（十十人）

三 施行期日

令和七年四月一日